

小山子どもクラブの運営方法について

児童青少年課では現在、2019年10月開館予定の「小山子どもクラブ」の整備に向け、準備を進めています。

子どもクラブの管理運営は、原則、指定管理者の公募による運営を行っていますが、類似施設の運営実績をもたない団体は規定により指定管理者に応募することができません。

昨年、施設の機能や外観等について共に検討してきた青少年健全育成地区委員会を中心とした地域住民から、「子どもクラブの管理運営を担いたいと考え法人を設立した」との話をいただきました。子ども生活部としては、地域団体による運営は、地域で子どもの成長を支援する仕組みとして有益な取り組みと判断し、今回、試行的な取り組みとして、地域住民を中心とした団体への業務委託による運営に向けて準備を進めています。

なお、他の子どもクラブ選定との公平を期すため、委託期間満了後は、原則に則り指定管理者を公募し、選定の公平性を確保します。

(1) 委託する団体に求めること

- ①防犯、防災を含む緊急時の具体的な対応方法を職員が理解していること
- ②児童館の管理運営経験のある職員がいること
- ③構成員の半数以上が地域住民であること
- ④子どもの発達や年齢を理解したアプローチの方法を理解していること
- ⑤事業（プログラムサービス）の企画実施の手法を理解していること など

(2) 委託期間および今後の予定

